

(9) 児童虐待への対応

(北九州市子どもを虐待から守る条例の推進)

～子どもの命と育ちを守る～

現状・課題

● 児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」などを通して関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。

● 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加していますが、これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられ、全国的にもこの件数は増加しています。一方では、子どもの生命を脅かすような重篤な事案が頻繁に報道されており、本市においても子どもを虐待から守るための取り組みをさらに推進していく必要があります。

● 平成31年4月1日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、前文で「市民が一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守る」とうたい、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

方向性

● 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、乳幼児健診未受診者フォローアップの実施、母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取り組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。

● 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、子ども総合センターへの現職警察官・警察OBの配置、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。

● 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。

● 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

主な取り組み

① 児童虐待の未然防止

■ 子ども・家庭相談コーナー（子育て支援課）

64ページを参照してください。

■ 北九州市子どもを虐待から守る条例

〔子育て支援課〕

子どもが虐待から守られるよう、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守るため、市・市民・保護者・関係機関等及び事業者の責務を定めた「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により平成30年12月12日に制定し、平成31年4月1日に施行しました。

児童虐待防止への理解を深めるため、出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、本条例の市民への周知を図っています。

② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

■ 子ども総合センター（児童相談所）

子育てに関する悩みや不安、児童虐待、いじめ、不登校等、さまざまな課題に総合的に対応する全市レベルの専門・技術的機関として、児童相談所と少年相談センター、教育センター教育相談室を集約した「子ども総合センター」を設置しています。

子ども総合センター

児童相談所

機能

児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関

対象者

18歳未満の児童（児童福祉法上の児童）

業務

●相談

児童に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じます。

●調査・診断・判定

児童福祉司、児童心理司、医師等の専門職員が、子どもや家庭等の問題について調査や診断をします。また診断に基づいた各種の認定も行っています。

●指導・治療

在宅の場合には、助言や継続指導等のほか、行政処分である「措置による指導」も行います。また、必要に応じて、箱庭療法や家族療法、カウンセリングその他の心理治療を行います。

●一時保護

緊急に児童の保護が必要な場合、適切な援助指針を定めるため行動観察を行う必要がある場合、また児童の指導上、短期の入所保護により生活指導・心理治療等が必要な場合、子どもを短期間家庭から離し、一時保護を行います。

●施設措置

長期にわたる訓練が必要な場合や、家庭で養育することが困難な場合に保護者の同意を得て、児童を児童福祉施設に入所または通所させたり、里親に委託します。

●強制的保護

児童虐待等により家庭で児童を育てることが不適当と判断され、保護者が施設措置に同意しない場合などでは、保護者の意思に反して児童を保護するためにいくつかの権限があります。

●その他

- ・研修会の開催
- ・児童虐待防止（子ども人権擁護）事業
- ・里親事業、一日子親事業
- ・ひきこもり児童宿泊等指導事業
- ・ペアレントトレーニング事業
- ・Eメール相談
- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会

24時間子ども相談ホットライン

093-881-4152

機能

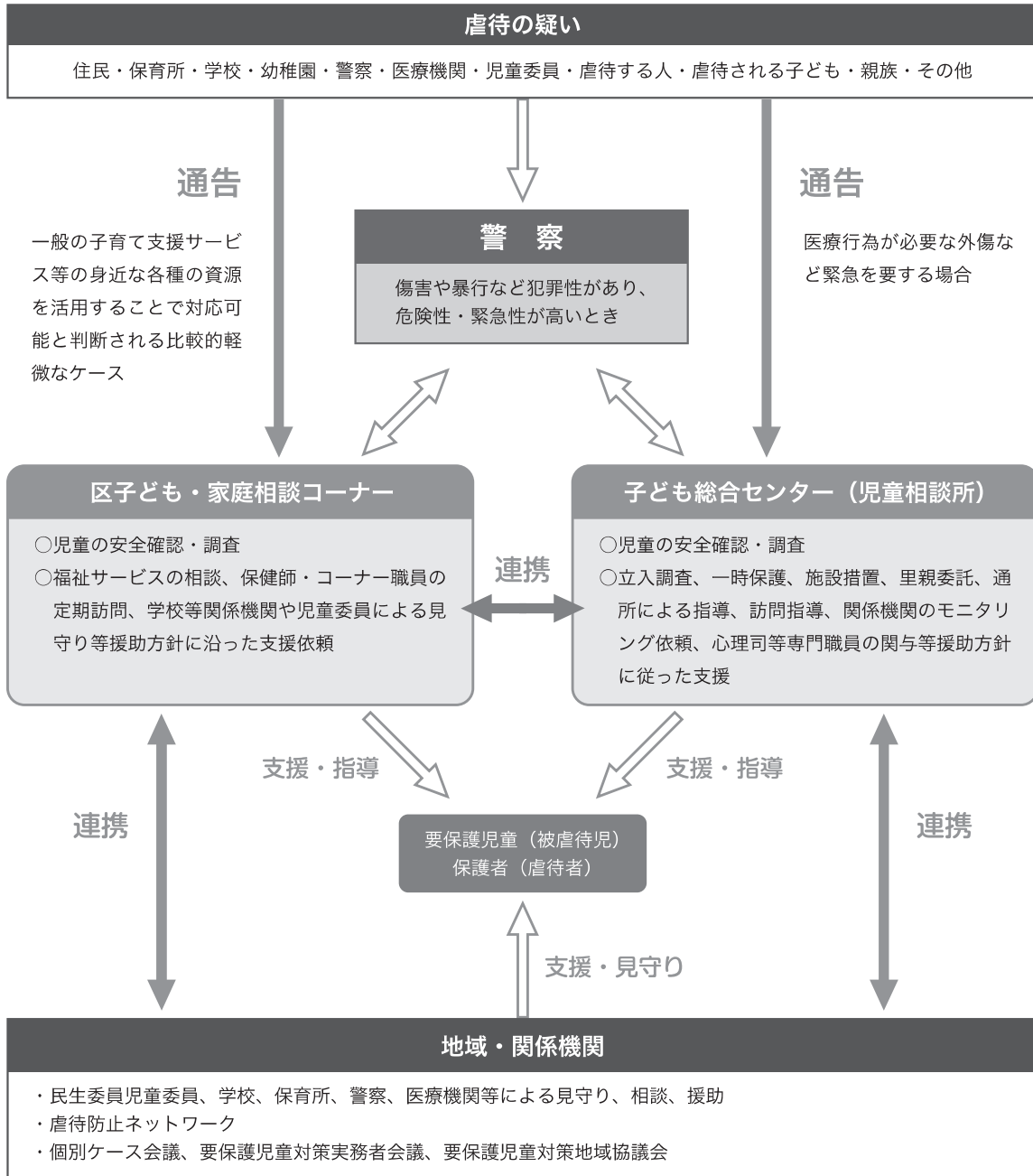
24時間365日体制の電話相談窓口

相談内容

育児、いじめ、虐待、不登校など子どもに関するさまざまな相談を経験豊富な電話相談員（サポーター）が受け付けます。



児童虐待通告対応のフロー



■家族のためのペアレントトレーニング事業 [子ども総合センター]

「虐待を行った保護者」や「養育不安のある保護者」に対し、カウンセリング、養育技術習得のための心理教育やグループワーク等を行い、虐待を受けた子どもの家庭復帰や養育不安家庭への心理的・实际的援助を行っています。

虐待を行った保護者に対して「家族再統合コース」、養育不安を持つ保護者に対して「養育不安コース」の2種類を実施しています。

◆登録家族数

年度	家族再統合コース	養育不安コース
29	15家族	16家族
30	13家族	17家族
元	12家族	14家族
2	11家族	4家族
3	9家族	8家族

◆児童虐待相談対応件数の推移

年度	件数	児童人口	児童一人 中の件数	養護相談	養護相談中 虐待の相談割合	全相談件数	全相談中 虐待の相談割合
29	1,139件	147,209人	77.37件	2,112件	53.9%	6,679件	17.1%
30	1,487件	145,164人	102.43件	2,630件	56.5%	7,243件	20.5%
元	2,110件	142,874人	147.68件	3,098件	68.1%	7,577件	27.8%
2	2,355件	140,584人	167.50件	3,454件	68.2%	6,743件	34.9%
3	2,363件	138,161人	171.03件	3,596件	65.7%	8,668件	27.3%

◆虐待の種類別件数の推移

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
29	356件	11件	558件	214件	1,139件
30	407件	12件	760件	308件	1,487件
元	486件	17件	1,183件	424件	2,110件
2	501件	16件	1,543件	295件	2,355件
3	254件	18件	1,548件	273件	2,363件

◆年齢別・虐待の種類別件数

①身体的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
29	149件	143件	64件	356件
30	159件	165件	83件	407件
元	160件	205件	121件	486件
2	173件	188件	140件	501件
3	174件	215件	135件	524件

③心理的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
29	292件	179件	87件	558件
30	392件	235件	133件	760件
元	623件	369件	191件	1,183件
2	731件	538件	274件	1,543件
3	784件	513件	251件	1,548件

②性的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
29	1件	0件	10件	11件
30	1件	4件	7件	12件
元	5件	5件	7件	17件
2	3件	5件	8件	16件
3	3件	11件	4件	18件

④ネグレクト

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
29	87件	85件	42件	214件
30	145件	118件	45件	308件
元	203件	156件	65件	424件
2	150件	106件	39件	295件
3	127件	100件	46件	273件

○相談の種類と内容

相談の種類		内 容
相 養 談 護	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢、拒否(ネグレクト)。
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
相 保 談 健	保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと史料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに入分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

(厚生労働省『児童相談所運営指針』令和4年3月改定版による)

◆子ども総合センター(児童相談所)の相談受付件数

年度	29	30	元	2	3
養護	2,019件	2,526件	2,989件	3,379件	2,513件
うち虐待	1,116件	1,455件	2,057件	2,331件	2,332件
占める割合	31%	35%	40%	51%	41%
障害	3,048件	3,017件	2,735件	1,861件	3,808件
肢体不自由	23件	38件	22件	24件	20件
視聴覚障害	1件	2件	1件	1件	0件
言語発達障害等	271件	249件	242件	181件	247件
重症心身障害	73件	110件	108件	70件	91件
知的障害	2,382件	2,366件	2,146件	1,445件	3,217件
発達障害相談等	298件	252件	216件	140件	233件
占める割合	46%	42%	37%	28%	44%
非行	52件	54件	63件	67件	54件
く犯行為等	12件	12件	13件	16件	4件
触法行為等	40件	42件	50件	51件	50件
占める割合	1%	1%	1%	1%	1%
育成	1,366件	1,433件	1,507件	1,206件	1,140件
性格行動	756件	710件	800件	637件	683件
不登校	355件	427件	425件	320件	296件
適性	34件	43件	33件	13件	9件
しつけ	221件	253件	249件	236件	152件
占める割合	21%	20%	20%	18%	13%
保健・その他	84件	91件	156件	136件	57件
占める割合	1%	1%	2%	2%	1%
合計	6,569件	7,121件	7,450件	6,649件	8,572件

※自閉症相談は、平成26年度より発達障害相談等へ名称が変更となりました。

◆24時間子ども相談ホットライン相談受付件数

年度	29	30	元	2	3
養護	1,241件	1,599件	1,511件	1,751件	1,682件
うち虐待	116件	204件	349件	369件	304件
障害	83件	105件	71件	33件	18件
肢体不自由障害	0件	0件	0件	1件	0件
視聴覚障害	0件	0件	1件	0件	0件
言語発達障害等	5件	4件	3件	2件	2件
重症心身障害	0件	0件	0件	0件	0件
知的障害	14件	8件	7件	1件	1件
発達障害相談等	64件	93件	60件	29件	15件
非行	6件	9件	6件	4件	2件
く犯行為等	6件	9件	6件	2件	1件
触法行為等	0件	0件	0件	2件	1件
育成	1,307件	1,390件	1,583件	1,330件	1,283件
性格行動	836件	706件	844件	682件	608件
不登校	30件	81件	78件	49件	48件
適性	17件	41件	35件	12件	5件
育児・しつけ	424件	562件	626件	587件	622件
保健・その他	191件	172件	184件	213件	249件
不明	1,116件	1,815件	2,054件	1,791件	731件
合計	3,994件	5,090件	5,409件	5,122件	3,965件

※自閉症相談は、平成26年度より発達障害相談等へ名称が変更となりました。

◆Eメール相談受付件数

年度	29	30	元	2	3
合計	123件	103件	141件	190件	212件